

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 5 条第 1 項第 10 号に掲げる小型いか釣り漁業（県外船）につき、山形県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 3 年 5 月 1 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 小型いか釣り漁業（県外船）

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	するめいか	いか釣り	操業区域（別記の操業区域をいう。）	5 月 1 日から翌年 4 月 30 日	定めなし （ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5 トン以上 30 トン未満	0	1 北海道に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港を確保している者
							0	1 青森県に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港を確保している者
							0	1 岩手県に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港を確保している者
							0	1 宮城県に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港を確保している者
							0	1 秋田県に住所又は根拠地を有する者
							0	1 新潟県に住所又は根拠地を有する者
							0	1 富山県に住所又は根拠地を有する者 2 山形県内において陸揚港を確保している者

							る者
						0	1 石川県に住所又は 根拠地を有する者 2 山形県内において 陸揚港を確保してい る者
						0	1 福井県に住所又は 根拠地を有する者 2 山形県内において 陸揚港を確保してい る者
						0	1 鳥取県に住所又は 根拠地を有する者 2 山形県内において 陸揚港を確保してい る者
						0	1 佐賀県に住所又は 根拠地を有する者 2 山形県内において 陸揚港を確保してい る者
						0	1 長崎県に住所又は 根拠地を有する者 2 山形県内において 陸揚港を確保してい る者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
定めなし

別記 操業区域（世界測地系表記）

酒田市飛島の距岸6,500メートル以内の海域を除く山形県沖合海域とする。

ただし、1月1日から4月30日までの間は、粟島灯台から真方位西5海里（北緯38度27.200分、東経139度07.915分）と飛島灯台から真方位北西5海里（北緯39度15.536分、東経139度28.836分）を結んだ線分以遠の山形県沖合海域とする。